

障害年金請求書類チェックリスト



【請求書類提出先】 ※必ず郵送等で提出してください。
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部給付課 副作用給付第一係

以下の必要書類が整っていることをご確認の上、ご提出ください。
※書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。

① 「障害年金請求書」

② 「障害年金・障害児養育年金診断書」(発症当時の診断内容)

③ 「障害年金・障害児養育年金診断書」(その後の経過及び、現在の障害状態)

障害の状態の測定日は、直近3か月以内の日付になっていますか？

(注)②と③が同一の医療機関の場合は、②と③を1通の診断書で結構です。

④ 「投薬・使用証明書」又は「販売証明書」「一般用医薬品服薬状況説明書」

複数の医療機関や薬局で処方されていた場合、全ての箇所の証明書がありますか？

(注1)④は過去に同じ疾病や障害で医療費・医療手当、障害児養育年金の支給決定があった場合、不要です。

(注2)②と④の医療機関が同じ場合は、投薬・使用証明書は不要です。

以下に該当する場合は、書類をご提出ください。

◆院外処方箋の場合(お手元があれば)

⑤「お薬手帳」又は「薬剤情報提供文書(薬局で渡されるお薬の説明書)」の写し